

国立大学法人和歌山大学外国人研究者規程

制 定 平成 2年11月20日

最終改正 令和 5年 3月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における学術研究の国際交流を推進するため、本学において研究活動に従事する外国人の研究者（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第7項に規定する勤務の契約による者及び公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法（昭和57年法律第89号）に基づき任用された外国人教員を除く。以下「外国人研究者」という。）の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(受入れ資格)

第2条 外国人研究者として受け入れることのできる者は、本学の教授、准教授、講師若しくは助教に相当する資格を有すると認められる者とする。

(受入れ手続き及び承認等)

第3条 本学組織規則に定める学部等、基幹及び機構（以下「受入れ部局」という。）の長は、受入れ部局の教授会又は推進会議の議を経て、原則として受入れ予定日の3か月前までに、別紙様式1により学長に申請するものとする。

2 学長は、前項の申請を適当と認めたときは、別紙様式2により外国人研究者として受入れを承認する。

(受入れ期間)

第4条 外国人研究者の受入れ期間は、1週間以上1年以内とする。

2 受入れ部局の長は、研究の継続が必要と認められるときは、受入れ部局の教授会等の議を経て、期間を延長することができる。ただし、期間の延長に係る手続きについては、前条の規定を準用する。

(受入れ教員)

第5条 外国人研究者を受け入れる場合には、受入れ部局の長は、受入れ教員を定めるものとする。

(従事)

第6条 外国人研究者は、あらかじめ定められた研究計画に従い、研究に従事するものとする。

(施設等の使用)

第7条 外国人研究者が研究活動に従事するため必要な施設及び設備は、本学の教育研究に支障のない範囲内において使用させることができる。

(招へい教授の称号の付与)

第8条 受入れ部局の長は、外国人研究者のうち、次の各号に該当し、適当と認められる者には、受入れ部局の教授会等の議を経て、学長に招へい教授の推薦をすることができる。

(1) 国立大学法人和歌山大学教員選考基準に規定する教授と同等以上の資格を有すると認められる者

(2) 受入れ期間が引き続き3か月以上の者

2 学長は、前項による推薦があつた者には、別紙様式3により和歌山大学招へい教授の称

外国人研究者規程

号を付与することができる。

(規則の遵守等)

第9条 外国人研究者は、本学の規則等を遵守するとともに受入れ部局の長の指示に従わなければならない。

(受入れの取消し)

第10条 受入れ部局の長は、外国人研究者が、本学の規則等に違反したときは、受入れ部局の教授会等の議を経て、かつ、学長の承認を得て、当該外国人研究者の受入れを取消することができる。

(外国に長期間滞在する日本人研究者の受入れ)

第11条 外国に長期間滞在する日本人研究者の受入れについては、この規程による外国人研究者に準じて取り扱うものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、外国人研究者の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成2年11月20日から施行する。

附 則 (平成5年1月22日一部改正)

この改正規程は、平成5年1月22日から施行し、平成4年10月1日から適用する。

附 則 (平成7年9月22日一部改正)

この改正規程は、平成7年10月1日から施行する。

附 則 (平成15年11月28日一部改正)

この改正規程は、平成15年11月28日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第115号)

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第598号)

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第779号)

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1099号)

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1942号)

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2270号)

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2322号)

この改正規程は、令和3年2月22日から施行する。

附 則 (令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2580号)

この改正規程は、令和5年4月12日から施行する。

別紙様式1

文 書 番 号
年 月 日

学 長 殿

受入れ部局の長名

外国人研究者の受入れについて（申請）

下記の者を外国人研究者として受け入れたいので、御承認くださるよう申請します。

記

1 氏名、生年月日、国籍、性別

(西暦)

年 月 日生 国、(男・

女)

2 所属機関、国名、職名

3 最終学歴、学位

(西暦)

年 月卒業

4 主な職業、業績

5 招へい教授の称号（付与の適・否）

6 受入れ期間

年 月 日から 年 月 日まで（ 月間）

7 研究題目、実験、非実験の別

(・実験・非実験)

8 研究計画 (別紙のとおり)

9 旅費の出途

(渡航費)

(滞在費)

10 受入れ期間中の居所

11 在留の資格・期間（予定）

12 受入れ教員の所属・官職・氏名

13 その他参考となる事項

文 書 番 号
年 月 日

受入れ部局の長 殿

学 長 名

外国人研究者の受入れについて（通知）

下記の者を外国人研究者として受け入れることについては、下記の条件を付して承認します。

記

- 1 氏 名
- 2 所 属 機 関
- 3 受入れ期間
年 月 日から 年 月 日まで（ 月間）
- 4 承認の条件
 - (1) 運営費交付金等による給与、渡航費及び滞在費並びに宿舍の無償提供は、しないこと。
 - (2) 外国人研究者に授業を担当させないこと。
 - (3) 外国人研究者が、故意又は重大な過失により施設、設備等を損傷し、又は紛失したときは、その損害に相当する費用を弁償させること。

別紙様式 3

氏 名

和歌山大学 招へい教授の称号を付与する
付与の期間は本学で研究活動に従事する期間とする

年 月 日

和歌山大学長 氏 名